

平成 29 年 11 月 2 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ 日経 225 ETF
コード番号 1 3 2 9
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4930)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことのお知らせいたします。当約款変更につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ 日経225 ETF」(1 3 2 9)
2. 変更の内容	① デリバティブ取引の制限を追加いたします。 ② 信託報酬率の引下げを行います。 ③ その他文言の整備を行います。 (当約款変更の内容の詳細については、以下の新旧対照表をご参照ください。)
3. 変更の理由	① 内閣府告示第 540 号 (つみたて NISA の対象商品の要件等に関する告示) 第 6 条に定めるデリバティブ取引の利用目的に関する要件を満たしておくことにより、将来、つみたて NISA の対象商品として当該投資信託の届出を行う可能性を準備することを目的として、当該約款変更を行うものです。(なお、本書提出時点で当該投資信託はつみたて NISA の対象商品としての届出は行われておりません。) ② 投資者の皆様にご負担いただく費用の軽減を通じて当該投資信託の利便性の向上に資するため、信託報酬率を引き下げる約款変更を行うものです。 ③ 約款の整備をするため、所要の変更を行います。
4. 届出の予定日	平成29年11月 9 日
5. 約款変更日	平成29年11月10日

約款 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均株価（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>② （省略）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行ないません。</u></p> <p><u>I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</u></p> <p><u>II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</u></p> <p><u>III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</u></p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均株価指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>② （省略）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>（新設）</p>
<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価（以下「対象指数」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価指数（以下「対象指数」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[投資する株式の範囲]</p> <p>第27条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[投資する株式の範囲]</p> <p>第27条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の<u>10.5</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の<u>13</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（以下省略）</p>

以上